

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

1 総括

番号	質問	回答	備 考
1	今後も総合評価落札方式を引き続き実施する理由は何ですか。	1 公共事業の事業量が減少していくなかで、不良・不適格業者を排除し、技術力を持った意欲のある地域の業者が報われる制度を構築していく必要性があること。 2 平成17年4月に施行された『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の主旨を踏まえ、全国的な流れとして従来の価格だけの競争から品質確保・技術力の競争へと質的転換が図られつつあること。 3 これまでの試行状況の結果や県民アンケート結果からも総合評価落札方式の効果が認められること。	
2	どのような工事に総合評価落札方式を適用するのですか。	対象工事は、公共工事の品質を確保する観点から、技術的難易度が高く技術力を求められる工事や、地形・地質・地域社会に精通していることに配慮する工事で、発注機関の長が必要と認める予定価格900万円以上（工事成績等簡易Ⅱ型は600万円以上、地域貢献等簡易型は150万円以上）の工事です。委託業務においては、同様の考え方で予定価格300万円以上（技術者実績等簡易Ⅱ型は200万円以上）の業務としています。	総合評価 15-1
3	発注機関又は案件毎の評価項目の設定にバラツキがあった場合の扱いはどうなりますか。	発注機関により、評価基準に若干の差違が生ずることも想定されますが、総合評価落札方式による案件は1件毎に地方自治法施行令に基づき学識経験者への意見聴取を行っていることや、評価基準は実施結果に基づき、統一的な条件を見出していくべきものと考えており、基本要件のミスによるものでない限り、基本的には案件による評価項目の設定の差違により、公告を中止したり、再公告をするという措置は行いません。	
4	適用工事及び落札者決定基準及び配点を決めるのは誰ですか。	請負人等選定委員会での審議を経て、学識経験者の意見を聴いた上で、発注機関の長が決定します。	
5	失格基準価格は適用されるのか。	建設工事、委託業務とも「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」の対象となり「失格基準価格」が適用されます。	
6	低入札価格調査基準価格は適用されるのか。	平成30年度より建設工事、平成31年度より委託業務について、「低入札価格調査基準価格」が適用されます。	
7	再入札（2回目）を行う場合、価格以外点の公表はいつ行うのか。 再度入札を行う場合、価格以外点の公表はいつ行うのか。	再入札を行う場合は、予定価格公表後に公表します。 （技術提案型は、開札前に公表） 要件を変えずに再度入札する場合は、公表しません。	
8	総合評価の価格最高点はどのような判定基準になるのでしょうか	従来の価格最高点は調査基準価格の応札者となっていましたが、令和8年6月1日以降の公告案件（建設工事のみ）より新たに「価格点基準価格（基準算定基礎額）」を設け、価格点基準価格から調査基準価格の範囲内の応札が、一律、価格最高点となります。 なお、価格点基準価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格のみが価格最高点となります。 また、算定対象の応札者が5者未満の場合も同様に、調査基準価格のみが価格最高点となります。 「価格点基準価格（基準算定基礎額）」及び「調査基準価格」の算定方法については、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第4を参照してください。	

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

2 工事成績

番号	質問	回答	備 考
1	工事（業務）成績を最重要視する理由は何ですか。	工事（業務）成績は、受注者の技術力や施工能力等を判断する基準としては、恣意性が入る余地が少なく、現実的かつ客観的であると考えています。 また、結果として「良い仕事をする」ことが次の受注への有利な条件となり、公共調達の良い環境を生むものと考えています。	
2	工事（業務）成績の算定に用いる期間は。	公告日が属する四半期の見直し基準日より3ヶ月前から2年間遡った間に竣工（完了）した工事（業務）を対象とします。 ただし、この対象件数が5件未満となる場合は、期間を4年間とします。 過去4年間に県工事の受注が無い場合は0点となります。 基準日は4/1、7/1、10/1、1/1で3ヶ月毎にスライドします。	
3	工事成績の算定対象範囲は同種工事に限定すべきではないですか。	専門性が高い工事（業務）において、平成28年10月より業種ごとの成績評定点で評価をしています。また、令和8年1月からの入札公告案件の土木一式工事において、工事成績点の対象工事の業種区分は「土木一式工事のみ」を基本とすることとしています。業種ごとに評価する対象業種は（2 工事成績5）を参照してください。 同種工事とした場合、各社の受注件数は少なくなり、適正な評価が出来なくなる業種については、会社に対する評価という考えにより、工事成績の平均は、長野県が発注した全ての工事を対象としております。 ただし、工事と委託業務の両方に入札参加している会社については、工事部門と委託部門の成績は分けることとしますので申請にあたっては注意してください。	総合評価 2-5
4	粗雑工事等により入札参加停止となった場合は、総合評価落札方式の工事（業務）成績評定点の扱いはどうなりますか。	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表 1 - 1（長野県内の粗雑工事等に基づく措置基準 粗雑工事、契約違反）に該当し、通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3 か月以前から3 か月遡った間に含まれる場合、工事（業務）成績評定点を0点とします。	
5	業種別に評価するのはどのような工事ですか。	各社の受注件数が比較的多く、専門性が高い工事（業務）において、企業の業種に応じた技術力を適切に評価するため、長野県が発注した工事（業務）を対象に業種別の平均で評価します。 工事・・・土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事及び水道施設工事 業務・・・測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント 上記に該当しない案件は、長野県が発注した全ての工事又は業務を対象とします。	総合評価 2-3
6	入札参加資格業種が電気工事の場合、工事成績点の対象はどの工事となりますか。	・成績評定通知書の「評定点の業種」が電気工事である成績評定点	総合評価 6-20 (技術者)
7	共同企業体（JV）の構成員として受注した工事の工事成績点は、平均点の算定に入られますか。	特定JV及び復興JVについては算定の対象としますが、経常JV、地域維持型JVについては算定の対象としません。 ただし、トンネル、橋梁等の大型建設工事など経常JVであっても工事の概要等から技術力や施工能力等を判断するものとして妥当であると思える実績は、算定の対象とします。	総合評価 3-10

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

2 工事成績

番号	質問	回答	備 考
8	自社の工事成績が分かりません。電話で確認して良いですか。	発注機関から通知された成績評定の通知書は新客観点数でも活用されますので、自社で管理頂くのが基本です。 ただし、過去の分で不明な点数がある場合は、各発注機関で自社分に限り提供しますので、会社の身分証明書などを持参提示の上、工事事務担当係まで申し出て下さい。 なお、電話等での問い合わせは本人確認が出来ないので対応出来ません。	総合評価 11-2 16-4
9	自社の成績点の申請を間違えると失格になりますか。	自己申告による点数が誤っていても、直ちに失格となることはありません。 但し、応札者のミスによる申請内容の訂正は個別の事情に関わらず認められません。	
10	本店扱いではない営業所が応札してきた場合の工事成績の平均点はどのように計算するのか。また、営業所のある本店が応札した場合の工事成績の平均点はどのように計算するのか。	本店又は本店扱いではない営業所等での応札について、工事成績の平均点は、本店と営業所の工事成績評定点を合わせて計算します。	
11	工事（業務）の竣工（完了）後に瑕疵や成果品の不良などが見つかった場合は、正しい成績が反映されないのではありませんか。	工事（業務）成績評定は、瑕疵や不備が後に見つかった場合には評定の修正ができる事になっており、その修正通知以降については修正後の点数を反映していきます。	
12	説明請求中の工事の成績評定点は平均点に算入されるのか。	工事（業務）成績点は、成績評定通知書の点数に基づき算定します。 説明請求中の工事（業務）の点数は、公告日時点で有効な成績評定通知書の点数で算定します。従って請求に基づき点数が変わる場合でも、修正された成績評定通知書が発行されるまでは従前の成績表定点が算定対象となります。	

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

3 工事实績

番号	質問	回答	備考
1	同種工事实績は、支店の実績と本店の実績を加えた数で申請して良いのか。 本店の実績で良いとなると、全国で得た実績がカウントされるが如何か。	同種工事实績は、会社の実績として評価するため、支店と本店の実績を加えたもので差し支えありません。	総合評価 11-3
2	同種工事（業務）実績は、基本要件で付された場合と、総合評価の評価項目で付された場合とではどこが違うのでしょうか。	基本要件で付された場合は、その要件を満たしていない場合は入札に参加することが出来ません。 総合評価の評価項目で付された場合は、その要件を満たしていれば加点対象になり、満たしていない場合は加点対象になりませんが、入札に参加することは出来ます。	
3	実績期間を10年から15年に延長した理由は。また、期間等の解釈は。	実績期間は過去10年を基本にしてきましたが、公共事業費が年々減少を続け、企業の保持する10年間の実績も減ってきていることを考慮し、基本とする期間を15年に延長しました。この考え方は技術者の実績にも適用します。 また、実績期間は、「年度ベース」で考え、公告日の前日までに竣工した工事が対象となります。	
4	成績点が良くない粗悪な工事（業務）を実績に含めるのは如何か。	工事成績点が65点未満の工事は実績として認めません。また、業務成績点が60点未満の業務は実績として認めません。	
5	同種工事（業務）の実績は元請のみが対象ですか。	基本要件、総合評価ともに元請のみとします。	
6	同種工事（業務）は民間も対象となりますか。	基本的には国・県・市町村・公団・独立行政法人等の公共機関等から発注されたものを対象とします。詳細は「同種工事（業務）実績の基本的な考え方」に記載してあります。 ただし、建築工事等で公告に記載した場合に限り民間工事を対象に含める場合があります。	
7	「工事成績が65点未満の同種工事については実績として認めない」となっていますが、国土交通省発注の工事で60点の工事が有ります。これも実績になりませんか。 また、成績を付けていない市町村工事は対象になりますか。	県以外の発注機関の工事成績点が65点未満のものについては実績件数に含めません。 成績を付けていない市町村工事等は全て対象に含めることが出来ます。	
8	県発注の工事实績を持っているが、工事成績評価がなされていない。 この様な工事实績についての扱いは。	公告に明示した期間内に竣工した県発注工事でも、工事成績評価がなされていない案件については、総合評価落札方式における工事成績点の計算には算入しません。 従って、設定期間内に竣工した工事が当該案件のみの場合の評価点は0点となります。 当該案件以外に例えば2件の成績評価がなされた案件がある場合は、2件の平均点を基に評価点を算定します。 なお、県発注工事で成績評価がなされていない案件は、公告に明示した期間内に竣工した工事であれば、基本要件で求められる工事实績、総合評価落札方式で評価する同種工事实績件数では有効となります。 また、小規模維持補修工事の実績は基本要件及び総合評価における工事实績の対象となりません。	
9	実績件数に申請した工事箇所の工事成績の写しは全て提出する必要がありますか。	基本的に工事成績の写しの提出は求めませんが、成績等を確認できない場合、提出を求めることもあります。	

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

3 工事实績

番号	質問	回答	備考
10	共同企業体（JV）の構成員として受注した工事については、実績の対象となりますか。	特定JV及び復興JVについては算定の対象としますが、経常JV、地域維持型JVについては算定の対象としません。 ただし、トンネル、橋梁等の大型建設工事など経常JVであっても工事の概要等から技術力や施工能力等を判断するものとして妥当であると見なすことができる実績は、算定の対象とします。	総合評価 2-7
11	「同種工事の実績」で認定した者については、下請施工した件数が加点対象になりますか。	「同種工事の実績」で認定したのは、基本要件として元請の実績を有する者と同等としたものであり、総合評価の加点項目はあくまで元請した件数に限るため、下請施工した件数は対象になりません。	
12	公告文の価格以外の評価点の「管理技術者」、「工事实績」の「実績」の※1に過去15ヵ年（（例）令和8年度公告の場合）平成23年4月1日から公告日前日まで）に公共機関等から発注された業務を元請した実績により評価する、とありますが、この「完了」、「竣工」とは業務（工事）のどの時点を指すのでしょうか。	完了（竣工）時点は、完了届（竣工届）が提出され、発注者が受理した日です。 従って、加点の対象となる業務（工事）は、平成23年4月1日から公告日前日までに完了届（竣工届）が受理された業務（工事）となります。	
13	企業に対する優良技術者表彰の実績加点は国の表彰は何が対象となりますか？ また、表彰対象の技術者が会社からなくなった場合についての扱いはどうなりますか？	建設工事においては、長野県優良技術者表彰（事務所長表彰等は対象外。知事表彰に限る。）又は、国土交通省の優良工事等表彰（局長表彰と事務所長表彰）、農林水産省の農業農村整備事業優良工事等表彰（農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰、地方農政局長表彰）、林野庁の治山・林道工事コンクール表彰（農林水産大臣賞、林野庁長官賞、森林管理局長賞）が対象となります。 ただし、国土交通省、農林水産省及び林野庁の表彰は、工事場所が長野県内かつ元請の実績に限りします。（技術者要件の実績等の加点における技術者等表彰についてもこれを準用する。） 国土交通省の表彰のうち、事務所長表彰は下請（協力）会社を対象とした表彰部門を除く全ての部門を対象としています。（事務所長表彰は局、事務所ごと様々な表彰部門が設定されています） 農林水産省の表彰のうち、地域貢献活動の表彰を除きます。 委託業務においては、長野県優良技術者表彰のみが対象となります。 優良技術者表彰を受賞した技術者が会社からいなくなっても、過去3か年内の受賞実績であれば、企業への加点は有効です。 また、過去に表彰を受賞した実績を持つ技術者を新たに雇用した企業は、過去3か年以内の受賞であっても加点になりません。	
14	令和7年度に建設工事に係る長野県優良技術者表彰、又は国土交通省、農林水産省、林野庁の優良工事等表彰を受賞した実績は評価対象となりますか。	評価の対象となりません。 長野県優良技術者表彰において、工事部門では、これまで工事成績点の上位の工事から被表彰者を選定する方式としていましたが、令和7年度から発注機関が技術者等を推薦する方式へと見直しを行ったこと等から令和7年度受賞実績は国の優良工事等表彰を含め評価しないこととしています。 なお、令和8年5月以降の公告案件は令和5年度から令和6年度の受賞実績は評価対象とします。	総合評価 6-5

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

4 地域要件

番号	質問	回答	備 考
1	市町村境の現場における地域要件（本社の所在地の範囲）の取り扱いはどうするのですか	現場周辺の地理的条件により隣接市町村も同等の取り扱いとすることが適当と判断される場合は、隣接市町村も含めて同じ評定点とすることができるものとします。全て入札公告に明記しますので、取り扱いに注意してください。	
2	本店扱いの支店又は営業所の地域要件の評価は、どのように考えますか。	本店扱いの支店又は営業所は、当該市町村に本店があるとみなして評価します。従って本店扱いでない営業所（本店を含む）が応札して来た場合には、加点対象にはなりません。	

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

5 社会貢献

番号	質問	回答	備 考
1	県除雪と市町村除雪で配点に差を付けたのはなぜですか。 また、凍結防止剤散布に差を付けたのはなぜですか。	県道と市町村道は路線の性格や、交通量、地域に与える影響が異なるため、配点に差を付けています。また、除雪業務にも機械除雪と凍結防止剤散布があり、作業の難易度等に違いがあると判断して配点に差を付けています。	
2	機械除雪又は凍結防止剤散布の契約の有無をどのように確認するのですか。	契約書の写しにより確認します。	
3	当該シーズンの除雪契約者はいつから評価対象となりますか。	当該年度冬季シーズンの契約者は、その年の12月31日公告分まで適用します。 (例) 令和7年度の冬季シーズンの契約者は、令和8年12月31日公告分まで適用。 令和8年度の冬季シーズンの契約者は、令和9年1月1日以降令和9年12月31日までの公告分に適用となります。	
4	道路の歩道除雪の契約は、総合評価落札方式でどの様に評価されますか。	道路の歩道除雪（駐車場・公園等の歩道にかかる除雪を除く）の契約は、道路除雪として評価します。	
5	県有施設の除雪の契約は、総合評価落札方式でどの様に評価されますか。	県有施設における機械による除雪の契約は、道路除雪として評価します。ただし、主たる施設が駐車場や歩行通路の場合は評価しません。	
6	小規模維持補修工事に係る施工体制確認型契約方式により契約を締結している者への加点はどのようになりますか。	施工体制確認型契約の契約者から届出される除雪体制図により承認された者が加点対象となります。 通常体制において、主体的かつ継続的に行っていることが条件となっており、道路除雪業務を担当している者は1.5点、凍結防止剤散布業務を担当している者は1.0点となります。	総合評価 5-8
7	新年度の小規模補修当番による評価はいつから適用になりますか。	(例) 令和7年度の当番表は令和8年3月31日公告分まで適用。令和8年度の当番表は、令和8年4月1日以降の公告分から適用となります。 小規模維持補修工事に係る「施工体制確認型契約方式試行要領」に基づく契約も小規模補修当番と同等に扱います。 この際、共同企業体を結成して契約した場合は、構成する全社を評価対象とします。	総合評価 15-2 (調査)
8	除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式により契約を締結している者への加点はどのようになりますか。	施工体制確認型契約の契約者から届け出される除雪体制図により承認された者が加点対象となります。 通常体制において、主体的かつ継続的に行っていることが条件となっており、道路除雪業務を担当している者は1.5点、凍結防止剤散布業務を担当している者は1.0点となります。	総合評価 5-6
9	除雪業務特記仕様書第2条第10項に基づく「改善指示書」を発注機関から指示を受けました。この場合、何らかのペナルティーがあるのでしょうか。	改善指示書による指導を受けると除雪契約の加点を得ることはできません。 なお、小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式又は除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式により契約を締結している者は、全ての構成員が加点を得られなくなります。	

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

5 社会貢献

番号	質問	回答	備 考
10	信州リサイクル製品及び信州リサイクル資材の製造業者であることをどのように確認するのですか。（解体工事）	信州リサイクル製品及び信州リサイクル資材の認定書の写しにより確認します。	

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

6 技術者要件

番号	質問	回答	備考
1	技術者要件のうち、資格等はどうな 案件に付されますか。	基本要件として配置技術者資格を求めてこなかった工事等において、より高度な施 工管理、品質管理あるいは専門性等が必要とされる案件に適用します。 (例) ・中小規模工事における1, 2級土木施工管理技士 ・舗装工事における1, 2級舗装施工管理技術者 ・砂防えん堤工事におけるコンクリート技士 ・地すべり工事における地すべり防止工事士 ・PC橋梁工事におけるプレストレストコンクリート技士 ・下水道管推進工事における推進工事士 ・国立公園内、或いは環境に配慮すべき地域の工事における技術士（環境関係 資格）又はビオトープ（計画・施工）管理士など ・登録基幹技能者	
2	技術者については以前の所属会社で の実績も対象とするのか。	以前の所属会社での実績も対象とします。 ただし、落札候補者となった場合には、以前の所属会社での実績を証明する書類 の提出が必要となります。事情により証明書類が入手困難な場合は、あらかじめ、 （一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の技術者実績確認発行サービス （有料）や関係する発注機関に実績を証明する書類の写しを求める（情報提 供）などの対応が必要となります。これらの書類によって、実績を確認出来ない場合 は落札候補者を取消することがあります。	
3	優良技術者を評価点として付する場合、表彰回数による差を付けないのか。	表彰回数は考慮しません。	3-13
4	優良技術者表彰については、どの部門 でもよいですか。	総合評価では、大きく「土木工事」と「建築」に分けて以下のとおりとします。 1) 優良技術者表彰（土木工事部門）とした場合は、「一般部門」「若手部門」 のうち土木工事を内容とするもの。 2) 優良技術者表彰（建築工事部門）とした場合は、「一般部門」「若手部門」 のうち建築を内容とするもの。	3-13
5	優良技術者表彰受彰者の評価される 期間は、部門により違いはありますか。	優良技術者の評価は年度単位で行うものとします。 また、建設工事と委託業務の取扱いを以下のとおりとします。 【建設工事】 ①「一般部門」表彰者を評価する期間 （令和8年5月以降公告案件） →令和3年度～令和6年度の優良技術者表彰を受彰した技術者 ②「若手部門」表彰者を評価する期間 （令和8年5月以降公告案件） →令和5年度～令和6年度の優良技術者表彰を受彰した技術者 【委託業務】 ①「一般部門」表彰者を評価する期間は受賞した翌年度から5年間とします。 （例）令和8年4月1日から令和9年3月31日迄の（令和8年度）公告案件 → 令和3年度～令和7年度の優良技術者表彰を受彰した技術者 ②「若手部門」表彰者を評価する期間は受賞した翌年度から3年間とします。 （例）令和8年4月1日から令和9年3月31日迄の（令和8年度）公告案件 → 令和5年度～令和7年度の優良技術者表彰を受彰した技術者 （※企業に対する優良技術者表彰の実績を評価できる期間は部門に関わらず受賞 した翌年度から3年間とします。） なお、公告日と同年度の受彰者は、翌年度4月1日公告案件から評価対象としま す。	総合評価 3-13 3-14 16-6 (委託)

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

6 技術者要件

番号	質問	回答	備考
6	優良技術者表彰の表彰状を紛失してしまい、受賞を証する書類として表彰状の写しを提出できない。 この場合、どのような書類を提出すれば表彰状の写しに代えられるか。	次の書類のいずれかを提出してください。 ①受賞した案件の工事成績評定表、委託業務成績評定表（発注者から通知された書類） ②受賞した案件の技術者等の通知書の控え（工事名、工事箇所、配置技術者名が掲載されている書類）	3-13
7	育休等の取得に相当する期間、災害復旧工事に従事した期間を評価対象期間に加えるには、どのような書類の提出ができればよいのですか。	産前・産後休業は労働基準法第65条の規定による休業を対象とします。また、育児休業、介護休業は育児介護休業法に基づく休業を対象とします。 提出書類は、産前産後休業の場合は出勤簿や母子手帳、育児休業、介護休業の場合は休業給付金の関連書類の写しなど、いずれも休業内容と休業期間を証明する書類が必要となります。 また、災害復旧工事に従事した場合は、様式5-22号を提出してください。	
8	価格以外の評価点申請（電子入札システム又は様式5－3号）の「配置技術者氏名」はどのような場合に記載が必要ですか。	「配置技術者氏名」は、技術者要件で加点評価を得たい場合に必ず記載してください。（技術者要件が評価項目に無い場合には記載は不要です。） 記載がない場合は、技術者等に関する評価点が0点となります。	総合評価 6-31 6-35
9	過去4年間の国又は県の82点あるいは78点以上の工事成績点を受けた技術者を評価することとしているが、国土交通省以外で発注の工事成績も対象となるのか。	国土交通省以外の国発注機関等（農林水産省など）発注工事の成績でも、国土交通省と同等の採点基準に基づき評定された案件の実績は評価対象とします。	
10	価格以外の評価点申請（電子入札システム又は様式5－3号）の「配置技術者氏名」に複数の名前を記載し、落札候補者になった時点でいずれかに決定して良いですか。 また、誤って複数名を記載してしまった場合は、疑義照会で修正可能ですか。	複数名を記載することは出来ません。 申請内容がどちらの技術者のものか特定出来ないため、技術者要件の評価点は0点となります。また、疑義照会による修正は行いません。	総合評価 6-31
11	落札候補者が配置技術者を変更することは可能ですか。	落札候補者の審査時点（落札者を決定するまでの間）での配置技術者の変更は、申請した技術者と同等の要件を満たし、価格以外評価の技術者要件の各項目の申請点が下がらない場合に限り変更を認めます。 また、正当な理由により変更を認めた場合でも価格以外評価の技術者要件の資格等により評価点を修正します。（技術者要件の各評価項目ごとに減点修正） なお、別添2 1（3）ただし書きア、イに該当する場合は、変更後の技術者に置換えて再計算します。	総合評価 6-18 6-30 11-4
12	専任制を求める場合に、同一人を複数の案件に記載して応札は可能ですか。	当面、同一人を複数の案件に記載することに制限は設けませんが、仮に複数の案件で同時に落札候補者となり、技術者の入札参加資格要件を満たしているが、技術者の各評価項目で同等かそれ以上の要件を満たす技術者を配置出来ない場合は無効（失格）となります。また、入札参加資格要件を満たす技術者を配置できない場合は入札参加停止となります。（例：優良技術者A氏で2件応札し、2件とも落札候補者となった場合、うち1件を優良技術者でないB氏に変更して総合評価点が1位のままであった場合も、その案件は無効（失格）となります。また、主任技術者となりうる技術者をA氏以外で配置出来ない場合は、建設工事に係る受注希望型競争入札公告（共通事項）第17（4）に該当し、入札参加停止になります。） さらに、現に他の工事に従事している監理技術者等を途中交換するなどして配置することも認められません。	

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

6 技術者要件

番号	質問	回答	備 考
13	鋼橋等の工場製作を含む工事において、工場製作と現場施工で別の技術者を配置することがありますが、この場合総合評価の技術者要件における資格・実績等の評価はどちらの技術者が対象となりますか。	平成29年度までは個別の案件ごと判断していましたが、平成30年度公告案件から現場施工の技術者を評価の対象とすることとして統一しました。 なお、工場製作及び現場施工で別の技術者を配置する場合は、契約時に両方の技術者を発注者に通知することが必要です。	
14	配置予定技術者に対して求める過去4か年の工事成績点はどのように確認するのか。	応札時の価格以外の評価点申請（電子入札システム又は様式5-3号）により確認します。落札候補者の審査書類は配置予定技術者の担当した工事成績の確認のため、様式5-6及び工事成績評定表の写し、あるいは工事概要などが判断できる書類を提出してください。これらの書類によって配置予定技術者の実績（工事成績点）が確認できない場合は、落札候補者を取り消すことがあります。	
15	配置技術者に対する過去の成績や実績は、監理技術者補佐や現場代理人として担当した工事であっても評価可能ですか。	(令和8年5月以降公告案件) 主任技術者または監理技術者として担当した工事は評価対象となります。 また、監理技術者補佐及び資格を有する現場代理人が担当した工事は、評価の対象とすることができることとしています。なお、評価の対象となる工事は、令和8年5月1日以降に入札公告された案件がしゅん工した工事のうち、一定の要件を満たす工事を対象とし、現場代理人の資格は、所定の要件を満たしていることが条件となります。 評価対象とする際の具体的な内容は、公告文に記載します。 工期途中で技術者を変更する場合、複数の技術者を配置する場合の扱いは下記16、17、18によります。	総合評価 6-19
16	主任技術者、監理技術者補佐、現場代理人を途中で変更した工事がある場合、その工事を複数の技術者の実績とすることは可能ですか。	原則として、主任技術者及び監理技術者補佐は、工事施工中に正当な理由無く変更することは認められません。 しかし、発注者が正当な理由であるものとして変更を認めた場合、工期の2分の1以上従事していた技術者（主任技術者、監理技術者補佐、現場代理人）がその工事実績を過去の実績として計上できます。また点数についても同様に扱いますが、優良技術者表彰については受彰者本人のみを評価の対象とします。	総合評価 16-27
17	主任技術者2名以上の配置を求めるのはどのような工事ですか。	工事内容で役割分担が必要な工事等、発注者が公告文において求めた工事が対象になります。 複数の配置技術者を配置した場合（要件として求めた場合など）は、当該工事の工事実績、工事成績評定点はそれぞれの技術者の実績として取扱います。	総合評価 6-22
18	監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置）が認められる場合、以降の公告案件において配置技術者として申請することは可能か。	発注機関の長が兼務を認めた場合は可能です。 なお、認められない場合における技術者の変更の取扱いについては、落札候補者の審査時点及び契約後の取扱いによるものとします。	総合評価 6-11 6-30

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

6 技術者要件

番号	質問	回答	備 考
19	監理技術者の兼務により配置した監理技術者補佐の工事実績等の取扱い	令和8年5月1日以降に入札公告された案件がしゅん工した工事のうち、一定の要件を満たす工事は評価の対象となります。	総合評価 6-15
20	電気工事の工事成績点の取扱いはどうなりますか。	技術者要件の実績等で評価する工事成績点の取扱いについては、「土木工事」又は「建築工事」を公告において指定することとしています。 土木工事とした場合は、土木工事を内容とするもの。建築工事とした場合は、建築工事を内容とするものとなります。	総合評価 2-6 (企業)
21	低入札価格調査基準価格未満の落札候補者となり、配置技術者の増員が求められたため、主任技術者の他に技術者を別途専任で配置し、2名の体制で工事を施工し、竣工した。 この工事に関する工事実績・工事成績を2名の技術者それぞれの実績として認められるのか。	低入札価格調査基準価格未満の工事にあつては、品質確保対策として別途専任配置等を定めたものです。したがって、主任技術者の他に専任配置した技術者は、工事実績、工事成績評点ともに実績として取扱いません。	
22	主任技術者を独自に2名配置したいが、その場合の申請は各評価項目毎に2名の資格や実績の高い方の内容を申請して良いのか。 また、複数の技術者を独自に配置した場合、当該複数技術者の工事実績は以後の工事での様に評価されるか。	主任技術者を複数配置することに制限はありませんが、総合評価の申請は配置予定技術者1名の氏名を申請書の所定の欄に記載し、その技術者の資格又は実績等を申請することとなります。 複数技術者を独自に配置した場合は、当該工事の施工実績、成績等を評価対象とできるのは筆頭の技術者1名です。 ただし、価格以外評価点の技術者要件として、複数技術者の配置を加点対象としている案件は、加点対象となる配置技術者全員の施工実績を以後の工事で評価します。 また、共同企業体によるトンネル工事等で入札参加要件（基本要件）に各構成員の配置技術者の同種工事施工実績を求める案件においても、各構成員の配置技術者全員（独自配置を除く）の施工実績を以後の工事で評価します。 上記のどちらの場合においても、工事成績評定点は配置技術者全員を評価対象としますが、優良技術者表彰については受表彰者本人のみを評価の対象とします。	総合評価 6-17
23	技術者に対する継続教育（CPD）ユニットの確認はどのように行うのですか。	落札候補者決定のための入札参加資格要件審査時に配置予定技術者の学習履歴証明書（写）により保有単位数を確認します。各団体が発行する証明書には時間を要する場合がありますので、あらかじめ発行手続きを行ってください。審査資料提出日までに学習履歴証明書が間に合わない場合は、代わりになるものを当面提出して審査を受けることは可能です。なお、証明書が提出されるまでは落札決定されませんのでご承知おき下さい。 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の3月31日までの3年間のもの。	
24	継続教育（CPD）はどのような団体を対象としますか。	土木工事においては建設系CPD協議会に属する団体が認定した学習単位が対象となり、建築工事においては建築CPD運営会議に属する団体が認定した学習単位が対象となります。	総合評価 16-19 (委託)

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

6 技術者要件

番号	質問	回答	備 考
25	継続教育（CPD）は自社の研修会・講習会も含まれますか。	単一企業の社内研修会も対象としています。 建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議の構成団体が発行する証明書に記載の単位数は全て評価対象です。	
26	主任技術者を2名以上求める場合の、優良技術者又は工事成績及びCPDの取扱い	総合評価の申請は配置予定技術者1名の氏名を申請書の所定の欄に記載し、その技術者の資格又は実績等を申請することとなります。なお、詳細は個々の入札公告によります。	総合評価 6-31
27	資格や実績を有する主任技術者は、どの時点で配置出来れば良いですか。	技術者の配置は、契約工期を基本としていますが、技術者の専任期間（工事現場に専任で配置すべき期間）に準じて、配置の可否を判断するものとします。 なお、専任期間については、監理技術者マニュアル及び現場必携によることとします。	
28	資格試験に合格しましたが、まだ登録してありません。契約までには登録予定ですが評価対象になりますか。	技術者の資格は、入札公告日時点で取得していることを要件とします。登録が必要な資格は登録が完了していることが必要となります。 登録証あるいは検定合格証明書等に記載の日付をもって必要な登録がなされたものとし、合格通知書等のみでは登録を受けたものとして取扱いません。	
29	発注者の承認を得て主任技術者を変更するにあたり、新配置技術者は変更日時点では旧配置技術者と同等の要件を満たしているが、開札日時点では要件を満たしていなかった。 この新配置技術者は旧配置技術者と同等の者として認められるか。	変更後の配置技術者は、変更届提出日時点で必要な要件を満たしていれば変更前の技術者と同等の者と見なし、開札日まで遡って要件を満たしていることを求めません。 また、変更後の技術者に係る評価基準日は変更届提出日とし、再計算します。	
30	「契約後」、やむを得ない理由により、発注者の承認を受けて配置技術者を変更したが、契約時と同等の要件を満たす技術者を配置できない場合の扱いはどうなりますか。	技術者にかかる各項目で減点となる部分のみを合計し、総合評価落札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用します。【実施要領 別添2 参照】 別添2の減額変更に係る計算例で示している「調査基準価格」は、WTO適用基準額以上の案件については「最低価格」に読み替えて計算してください。 なお、この契約後の取扱いは、落札者決定後から契約日までの間を含むものとします。	総合評価 6-11 6-18 11-4 17-16
31	基本要件或いは価格以外評価点の技術者要件として、複数の資格保持者を求めるにあたり、別途配置を可とした。 この案件で、おのおのの資格保持者複数名をもって応札された場合の評価点の考え方はどうなるのか。	技術者の別途配置を可とした案件で、資格に関する要件はそれぞれの資格を有する技術者複数名で申請された場合には合算して加点します。 その他の技術者要件（実績・CPD等）は、どちらか一方のより高い得点の方のみを加点対象とします。 但し、2種類の資格者について複数配置を可とした案件に3名の技術者をもって応札した場合は、（6技術者要件 10）の考え方を準用し、技術者に関する配点は0点とします。	総合評価 6-8 6-10 6-26 16-20
32	特定JVで応札し、落札候補者となったあとに基本要件を満たす配置技術者を配置できない場合、入札参加停止の対象は構成員すべてになるのか。	入札参加停止となるのはJVの構成員となります。	

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

6 技術者要件

番号	質問	回答	備 考
33	自社の登録基幹技能者を現場に配置できるともして加点を受ける場合、配置すべき期間はいつですか。	登録基幹技能者は、当該作業に係る全期間において現場に配置されていることが必要です。	
34	工期が重複する複数の工事で、同一の登録基幹技能者を配置できるものとして加点を受けることは可能ですか。	作業期間が重複せず、それぞれの工事の当該作業に係る全期間において現場に配置できれば可能です。	
35	配置する登録基幹技能者はどのように示せばよいですか。また、発注機関はどのように確認をするのですか。	応札時の価格以外の評価点申請（電子入札システム又は様式5－3号）により確認します。所定の記入欄に資格者の氏名を記入してください。記載がなかった場合等の取扱いとは技術者と同様です。 落札候補者の審査時点では様式5－6により配置する技能者を確認します。現場配置の確認は、当該作業期間中に監督員が現場にて確認します。 正当な理由がなく、現場の配置が確認できない場合は、総合評価落札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用します。【実施要領 別添2 参照】	総合評価 6-8
36	登録基幹技能者と主任技術者の兼務は可能か。	主任技術者との兼務はできませんが、現場代理人、1次下請企業の主任技術者は兼務が可能です。 なお、特例監理技術者の配置に伴う特例監理技術者、監理技術者補佐についても主任技術者と同様に取扱うこととします。	
37	2種類の登録基幹技能者を1名が兼務することはできるのか。	できません。 また、入札時に2種類を1名の資格者で申請することはできません。 申請した場合は、評価点は0点となります。	
38	契約後、登録基幹技能者は途中交代できるのか。	同等の資格者が配置できる場合は、変更することができます。 なお、同等の資格者を配置できない場合は、技術者と同様に総合評価落札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用します。【実施要領 別添2 参照】	
39	現場代理人は登録基幹技能者として認められるのか。また、現場代理人と主任技術者を兼務する場合は、どうなるのか。	現場代理人と登録基幹技能者の兼務の場合は、登録基幹技能者として評価対象とします。 ただし、現場代理人と主任（監理）技術者が兼務の場合は、認められません。	
40	登録基幹技能者を下請企業の技能者で申請する場合、下請次数の制限はあるのか。	1次下請企業を対象とします。（2次下請以下は対象外） また、1次下請企業の主任技術者は兼務が可能です。	
41	I C T活用工事の実績はどのような書類を提出すればよいでしょうか。	「工事成績評定通知書」により確認することとしています。なお、工事成績点のない建設工事において実績を得た場合は「履行実績証明書」により確認します。 なお、履行実績証明書は、事前に発注機関に発行を依頼してください。	総合評価 7-7

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

6 技術者要件

番号	質問	回答	備 考
42	—ICT活用工事の実績の有効期間は？—	—(令和8年5月公告から)公告日時点で、工事成績評定通知書及び履行実績証明書に記載のしゅん工日から2年以内の実績を有する企業が評価対象となります。—	総合評価 7-8
44	—ICT活用工事の実績評価は、実施状況に応じて異なるのか？—	—評価の対象となる実績は、工事成績評定通知書又は、履行実績証明書により確認できるもので、評価点は一律加点（企業：0.5点）となります。 —なお、工事成績点が65点未満の場合は評価対象となりません。—	総合評価 7-10
45	ICT活用工事について、長野県発注以外の工事実績は対象となるのか。	対象としません。 この加点評価は建設現場の働き方改革、建設産業の生産性向上や魅力創出による担い手確保を目的とした長野県の施策を強力に推進するために加点評価を行うものです。工事実績、技術者資格など企業等の施工能力に対する加点評価の趣旨と異なるものです。 ただし、「ICT活用工事」については、国発注工事の実績も対象とし、県工事の実績と同様に加点評価します。 なお、国発注工事は、コリンズで実績を確認します（コリンズでは、ICT活用工事の実績が確認できるよう概要欄等に内容を記載して登録するようにしてください）。	総合評価 7-11
46	—ICT活用工事の実績のある技術者が転職した場合の取扱い？—	—実績を有する技術者が他の企業に転職した場合、在籍していた企業は加点評価されますが、その転職先の企業は加点評価を得られません。—	
47	ICT活用工事の実績は、業種が同じでなければならないのか。	実績における業種を問いません。	

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

7 建設マネジメント

番号	質問	回答	備考
1	総合評価落札方式の工事成績、工事実績の算定について、吸収合併消滅会社の工事成績、工事実績は吸収合併存続会社においてどのように扱われますか。	合併時の処理の形態により扱いが異なります。 1 随時審査の場合 合併時経審の結果をもとに審査し直すので、存続会社、消滅会社双方の工事実績を入札参加資格に反映させます。 総合評価落札方式においては、 ①工事成績は、双方の工事成績全体の平均点を元に工事成績点を算定します。 ②工事実績は、双方の工事実績件数を合算して評価します。 2 承継承認の場合 審査をせずに前資格を承継させるので、存続会社の工事実績のみが入札参加資格に反映され、消滅会社の工事実績は反映されません。 総合評価落札方式においては、 ①工事成績は、双方の工事成績全体の平均点を元に工事成績点を算定します。 ②工事実績は、双方の工事実績件数を合算して評価します。	
2	建設キャリアアップシステムの活用を誓約する者の確認方法は。	入札時に申請した落札候補者は、システムを活用する旨を記載した誓約書を提出します。 契約後、工事着手前に受発注者はシステムの活用内容を協議のうえ決定します。 受注者は事業者（元請企業、専門工事業）及び技能者のメリットが発揮されるよう活用内容を検討する必要があります。 なお、誓約内容を履行されなかった場合は、総合評価落札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用します。【実施要領 別添2 参照】	
3	「建設キャリアアップシステムの活用」とはどのようなことか。	建設キャリアアップシステムは、システムに登録した技能労働者一人ひとりの就業履歴や資格取得などの情報を蓄積し、技能労働者の適切な評価や処遇改善を行うとともに、現場管理の効率化などにつなげる仕組みです。 対象工事において現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制台帳の作成等の現場管理においてシステムを活用するまでの取組みを行うことを基本とします。	
4	技能労働者や下請企業すべてがシステムに登録しなければならないのか。	事業者がシステムを活用するためには当該建設現場に携わる全ての技能労働者や事業者がシステムに登録する必要がありますが、登録にあたっては同意も必要とされることなどから、当面の間は、登録がされない場合、または登録中で十分にシステムが活用されない場合であっても、受注者が下請企業や技能労働者へのシステムに関する説明および登録を要請した経緯を発注者に報告し、了解を得られた場合も履行されたものとみなします。	
5	技能者登録は、「詳細型」でなければ登録とみなされないのか。	「簡易型」も登録とみなします。	
6	契約前に企業や技能労働者等の登録が完了していなければ申請できないのか。	契約前の登録完了を求めるものではありません。	
7	I C T 活用工事の実績はどのような書類を提出すればよいでしょうか。	「工事成績評定通知書」により確認することとしています。なお、工事成績点のない建設工事において実績を得た場合は「履行実績証明書」により確認します。 なお、履行実績証明書は、事前に発注機関において発行を依頼してください。	総合評価 6-41

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

7 建設マネジメント

番号	質問	回答	備考
8	ICT活用工事の実績の有効期間は？	（令和8年5月公告から）公告日時点で、工事成績評定通知書及び履行実績証明書に記載のしゅん工日から2年以内の実績を有する企業が評価対象となります。	総合評価 6-42
10	ICT活用工事の実績評価は、実施状況に応じて異なるのか？	評価の対象となる実績は、工事成績評定通知書又は、履行実績証明書により確認できるもので、評価点は一律加点（企業＋0.5点）となります。 なお、工事成績点が65点未満の場合は評価対象となりません。	総合評価 6-44
11	ICT活用工事について、長野県発注以外の工事実績は対象となるのか。	対象としません。 この加点評価は建設現場の働き方改革、建設産業の生産性向上や魅力創出による担い手確保を目的とした長野県の施策を強力に推進するために加点評価を行うものです。工事実績、技術者資格など企業等の施工能力に対する加点評価の趣旨と異なるものです。 ただし、「ICT活用工事」については、国発注工事の実績も対象とし、県工事の実績と同様に加点評価します。 なお、国発注工事は、コリンズで実績を確認します（コリンズでは、ICT活用工事の実績が確認できるよう概要欄等に内容を記載して登録するようにしてください）。	総合評価 6-45
12	ICTの活用を誓約する者の確認方法は。	入札時に申請した落札候補者は、ICT技術を活用する旨を記載した誓約書を提出します。（様式5-21） 契約後、ICT技術の活用内容について施工計画書に記載して提出してください。 ICT技術の活用を評価する工種は公告で示した工種に限りです。 また、誓約内容を履行されなかった場合は、総合評価落札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用します。なお、発注者の指示によりICT技術の活用を取りやめた場合は、履行されたものとみなします。	
13	ICT活用の誓約は、全ての施工プロセスで活用しなければ認められませんか？一部の施行プロセスの活用でも認められますか？	ICT活用については、公告で示す現場説明事項や特記仕様書等に記載する内容により実施してください。	
14	公告でICT活用工事の誓約の対象工種が複数示される場合、全ての対象工種を実施しなければならないのか。	全ての対象工種の実施を求めるものではありません。公告で示される対象工種から選択して実施してください。	
15	ICT活用工事の実績のある技術者が転職した場合の取扱いは？	実績を有する技術者が他の企業に転職した場合、在籍していた企業は加点評価されますが、その転職先の企業は加点評価を得られません。	

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

8 入札から価格以外点の公表・審査

番号	質問	回答	備考
1	入札書はどのように提出すれば良いですか。	<郵便入札の場合> 1 簡易型の場合※「入札書」は中封筒に入れ封かんし、「内訳書」及び「価格以外」の評価点申請書（様式5－3）」とともに外封筒に入れ郵送する。 2 技術提案型、工事成績等簡易型（下請要件付）の場合は、上記※に加え「技術提案書」又は「下請金額付き施工体系図（様式2）」とともに外封筒に入れ郵送する。 <電子入札の場合> 1 簡易型の場合、電子入札システムの入札書画面にて、 ①「入札金額」入力欄に入札金額（税抜）を半角数字で入力。 ②「くじ番号」入力欄に任意の数字を半角数字3桁で入力。 ③「申請書等」欄で「添付資料追加」ボタン押下で「価格以外」の評価点申請書（様式5－3）」ファイル添付。または、電子入札システムの応札時の価格以外点申請で直接入力する。 ④「内訳書」欄に「内訳書追加」ボタン押下で「内訳書」ファイル添付。 ⑤提出内容確認画面にて金額及び添付ファイルが正しい事を確認。 ⑥「入札書提出」ボタン押下により提出。 2 工事成績等簡易型（下請要件付）の場合は、 ①②は上記の簡易型と同様。 ③「申請書等」欄で「添付資料追加」ボタン押下で「価格以外」の評価点申請書（様式5－3）」及び「下請金額付き施工体系図（様式2号）」ファイル添付。 ④⑤⑥は再び上記の簡易型と同様の操作により提出。 なお、この場合添付ファイルは合計で3MB以下のファイルサイズとして下さい。	
2	価格以外点の評価点はどのように公表されるのか。	入札情報システムの各案件の入札予定表示内の「価格以外点」で公表されます。	
3	価格以外点の審査は具体的にどのようにやるのか。	価格以外点については、応札者の『申請主義』を基本としており、落札候補者に対してのみ行う『事後審査方式』とします。	
4	価格以外点に対し、疑義がある場合にはどのようにしたら良いですか。	価格以外点の公表した日を含めて2日（休日を含まない）以内に発注機関へ疑義照会することが出来ます。疑義照会は、様式17号を使用し、原則ファクシミリで行って下さい。この時、疑義の裏付け資料（成績評定書の写しなど）も合わせて送付して下さい。	
5	価格以外点の修正する場合はありますか。	疑義照会等があり、内容が認められる場合や、発注者の入力ミスによって価格以外点の評価点を誤って記載した場合などは状況に応じて修正します。なお、応札者のミスによる申請内容の訂正は個別の事情に関わらず、修正出来ません。疑義照会は応札者の申請に対する価格以外点の公表内容が異なっている場合の問い合わせとして行います。	総合評価 8-12
6	技術提案型において技術審査の結果、無効（失格）とされた札は開札するのでしょうか。	開札します。入札経過書へは、「応札者」として取扱い会社名は記入しますが、価格については入札経過書へ記載しません。	
7	虚偽申告などに対応する方法は。	資格のない者がその事実を知っていながら応札をした場合、また、工事実績や技術者実績等を故意に偽って申請をした場合など、悪質な場合には一定期間入札に参加させないなどの措置を取ることがあります。	
8	ある郵送入札者の申請書（様式5－3）が入っていない場合、価格以外点の評価点は0点として、開札時に無効として良いか。	総合評価落札方式の事務手続きフローにより対応します。 ①開札時に、中封筒の中に申請書（様式5－3）が入っていない場合は、その時点で無効。 ②疑義照会による修正はしない。 ③開札時に、中封筒の中に申請書（様式5－3）が入っていれば0点のまま有効。	

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

8 入札から価格以外点の公表・審査

番号	質問	回答	備考
9	総合評価落札方式（下請要件付）の案件で、申請書等欄に金額入施工体系図の添付が無かった。この時の取り扱いはいかにすべきか。	①価格以外点の公表は0点で公表。 ②疑義照会による修正はしない。 ③開札時に、内訳書欄に金額入施工体系図の添付が無ければその時点で無効。 ④内訳書欄に金額入施工体系図の添付があれば、価格以外点を0点のまま有効。 *総合評価落札方式では、工事成績点が最高の者の点数を基準に他者の成績点を計算する。最終的に無効となる可能性のある者の点数を基準とする危険性を排除するため。	
10	様式5-3が次の場合の取扱いはどうなりますか。 ○郵便・電子共通 ①様式5-3が提出されない。 ②工事名、箇所名等に誤字・未記載等があり意思表示が明確でない申請書が入っていた。 ③商号又は名称・入札参加許可番号等が全く記載されていない。 ④評価項目に全く記載がない。 ⑤配置技術者、氏名の記載がない。 ⑥配置技術者等の氏名を1名で良いところを2名記載してしまった。 ⑦様式5-3が公告文に添付された様式ではなく古い様式で提出された。 ⑧評価対象の資格名等に誤りがある又は記載がなく、評価点が特定出来ない。 ⑨技術提案型において、技術提案書が内封筒に入っていた。 ○電子入札の場合 ⑩様式5-3と内訳書を誤って逆に添付した。 ⑪登録基幹技能者氏名の記載がない。 ⑫様式5-3を添付せず入札書を提出したが、追加して提出できるのか。	①開札時に中封筒の中に（内訳書として添付された）申請書が無ければその時点で無効。 開札時に中封筒の中に（内訳書として添付された）申請書があれば0点のまま有効。 疑義照会による修正は行わない。 ②価格以外の評価点を0点とする。 ③価格以外の評価点を0点とする。 ④価格以外の評価点を0点とする。 ⑤技術者に関する評価点を0点とする。 ⑥技術者に関する評価点を0点とする。疑義照会による修正は認めない。 ⑦価格以外の評価点を0点とする。 ⑧該当箇所の評価点を0点とする。疑義照会による修正は認めない。 ⑨無効とする。開札時には審査が終了しているため、仮に中封筒中に提案書が入っていても復活出来ない。 ⑩価格以外の評価点を0点とする。（内訳書は提出されたものと見なす。） ⑪登録基幹技能者に関する評価点を0点とする。 ⑫入札後の追加提出は認められません。	
11	電子入札システムによる価格以外点の評価点の申請について、次の場合の取扱いはどうなりますか。 ①評価項目に全く記載がない。 ②配置技術者、氏名の記載がない。 ③配置技術者等の氏名を1名で良いところを2名記載してしまった。 ④登録基幹技能者氏名の記載がない。	①価格以外点の評価点を0点とする。 ②技術者に関する評価点を0点とする。 ③技術者に関する評価点を0点とする。疑義照会による修正は認めない。 ④登録基幹技能者に関する評価点を0点とする。	
12	総合評価落札方式で落札候補者となった者の価格以外点の評価点を審査した結果、過小申告であった項目が見つかったが、価格以外点の評価点を増点することは出来ますか。	審査の結果、過大申告があった場合は、減点修正することになりますが、過小申告の場合の増点修正は出来ません。また、疑義照会期間中であっても、応札者のミスによる申請内容の修正は出来ません。疑義照会は応札者の申請に対する価格以外点の公表内容が異なっている場合の問い合わせとしているためです。	総合評価 8-5
13	同一人から郵便と電子の両方で応札があった場合は、どう取り扱うのですか。	2通の応札がなされた場合、無効とします。 2通の応札がなされたか否かの判断は、入札書を開封し、2通の入札書の存在を確認した時点で判断します。	

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

9 開札・価格点の算定

番号	質問	回答	備 考
1	開札時に入札書の不備等で「無効」となった者の価格以外評価点はどうなりますか。	「価格以外の評価点」は変更しません。無効となった場合「価格点」は評価対象とならず、総合評価点は算定されません。	
2	国等の工事（業務）で付与された成績点は、平均点の算定に入れますか。	算定の対象としません。対象は長野県が発注した工事等によって付与された成績評定点に限定します。	
3	失格基準価格により無効（失格）となった者の価格は、価格点の算定対象になりますか。	対象となりません。	
4	複数の総合評価落札方式案件で一抜け方式が適用となる場合、一抜けとなった者が最低価格者であった場合に価格点を再計算しますか。	再計算はしません。	
5	落札候補者が失格となった場合、総合評価点の再算定は行うのか。	行いません。	
6	同時発注の一抜け方式を採用した工事等で、1番目の工事の落札候補者（A社）は審査時に書類の不備があり失格となった。 しかし、2番目の工事においてもA社は総合1位であるので、2番目の工事の落札候補者となり得るか。	同時発注の一抜け方式の場合、1番目の案件を開札後、落札候補者を決定する時点で当該応札者が2番目以降の案件に応札した入札書を無効（失格）とします。 従って、審査時点では2番目の案件に対するA社の入札書は無効（失格）となっていますので、A社は落札候補者になることはありません。	

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

10 災害時応急活動を行った企業を評価する総合評価落札方式

番号	質問	回答	備 考
1	災害復旧工事の入札はすべて応急活動を評価する総合評価落札方式を採用するのですか？	応急活動を評価する総合評価落札方式を採用するか、他の入札方式を採用するかは、工事の技術的難易度や現場条件等によって発注機関が判断します。 応急活動評価を採用できる範囲として、900万円以上の工事で、「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「舗装工事」としています。	
2	災害時応急活動とはどのようなものが該当するのですか？	降雨や地震等の異常な天然現象により、建設事務所等から依頼を受けておこなう工事等が該当します。（小規模維持補修工事によるもので、競争入札（公募型見積合わせを含む）による災害復旧工事は対象としません。） 例） 崩落土砂撤去 倒木処理 仮設土のう設置 路肩決壊部バリケード設置 雨量規制区間のゲート開閉作業 等	総合評価 14-7
3	総合評価で加点対象となる災害時応急活動は何によって証明できるのですか？	公告文において、応急活動が加点対象となる有効期間（活動期間）及び対象地域が示されますので、これに該当する応急活動が加点対象となります。落札候補者の資格審査時に発注依頼書の写し及び竣工書類等により応急活動の実績を確認します。	総合評価 14-8
4	小規模維持補修に関する契約者（JV）が依頼を受けて応急活動した場合、加点対象者は構成員全てになりますか？	「契約者に対して加点」という考え方から、JVによる場合は構成員全社が加点対象者となります。	総合評価 14-9

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

11 その他

番号	質問	回答	備考
1	会社に対して求める同種工事の実績はどのような書類で判断しますか。	応札時には価格以外の評価点申請（電子入札システム又は様式5-3号）により確認します。落札候補者の審査時には同種工事実績調書（様式5-4）及びコリンズ登録等により確認します。 平成22年4月1日以降にコリンズ登録の対象となる案件については登録番号を申し出て下さい。発注者が登録番号を検索し実績を確認します。従って登録の内容のみが工事実績を確認する資料となりますので、登録にあたって工事キーワード欄には該当する項目を漏れなく記載するとともに、工事内容欄には可能な限り数量も記載するなど実績確認が容易となるようご配慮願います。コリンズ検索で工事内容が不明確な場合は実績として評価しませんので、登録にあたっては十分留意して下さい。 コリンズ登録対象外の案件及び平成22年3月31日までに登録が完了している案件で登録内容のみでは工事内容が不明確な案件については、同種工事の契約書の写し等工事実績を証明できる書類等の提出を求めて確認します。 これらの書類によって実績の確認が出来ない場合には、落札候補者を取り消す場合があります。	総合評価 14-6 16-3 (委託)
2	工事成績を証明する書類が社内にない場合、発注者側で証明してもらえますか。	工事成績は自社で管理して頂くのが基本ですが、関係する発注機関に成績評定の再発行を依頼することは可能です。 なお、発注者から当該技術者の実績について前所属会社、他発注機関等への照会は行いません。	総合評価 2-8 16-4 (委託)
3	本店扱い認定者が入札する場合、総合評価落札方式における評価項目は、本店扱い認定者のみの成績・実績等により評価するとなっていますが、具体的な内容を教えてください。	評価する内容は以下のとおりとなります。 (1) 工事（業務）成績 (2) 工事（業務）実績 (3) 地域要件 (4) 社会貢献 (5) 技術者要件（委託業務の照査技術者を除く） (6) 建設マネジメント (7) 施工体制 (8) 地域貢献等簡易型 地域貢献度、災害時体制、地域精通度 なお、委託業務において、複数の業種を要件としている案件（例「建設コンサルタントかつ測量」）においては、(3) 地域要件は評価点の低い方の業種を採用します。	本店扱い 3-1
4	配置予定技術者について、応札時に求めた技術者を「契約時」に変更することは可能ですか。	技術者要件にかかわるものについては、基本的に変更は認められません。 ただし、正当な変更理由があって、かつ代替の技術者が同等の要件（技術者要件の各評価点が変わらないか、上回る場合）を満たす場合についてのみ変更を認めます。 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職などやむを得ない場合で発注者が認めた場合は、変更する技術者要件の各項目の合計で「価格以外の評価内容の確保」を適用します。 なお、落札候補者となった時点で提出された書類に虚偽性、作為性が認められた場合には、一定期間入札に参加させない措置、さらに悪質な場合には入札参加停止等の措置を講ずることがあります。	総合評価 6-11 6-30 17-16 (委託)

総合評価落札方式に関する質問・回答（共通・工事編）

11 その他

番号	質問	回答	備考
5	別添 2 評価内容の確保において工期延長の例が記載されているが、工種に増工がある場合の扱いはどうなりますか。	評価内容の担保は落札候補者がその項目の評価によって落札した場合に求めるもので下記の項目が想定されます。 ①技術提案型における、工期や通行止め期間等に関する担保 ②提案型・簡易型における技術者実績、資格等に関する担保 新たな工種により工期を延期する場合には、それにかかる工期について協議書により発注者側と合意をする必要があり、それを超えた分については減額対象とする旨、明確にして下さい。 またやむを得ない技術者変更により、上記②が担保されなくなった場合についても、協議書によりその扱いについての協議が必要です。いずれの場合についても、担保の取扱いについては合意事項を書面により取り交わす必要があります。	

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（工事編）

12 簡易Ⅱ型（舗装工事）

番号	質問	回答	備考
1	どのような工事に総合評価落札方式（工事成績等簡易Ⅱ型）を適用しますか。	従来、受注希望型競争入札で行っていた舗装工事件件の一部に適用します。 受注希望型競争入札の舗装工事では、「くじ引き」により落札者を決定するなど、価格だけでは落札者が決まらない状況が常態化していることから、価格以外の要素も加味する総合評価落札方式（工事成績等簡易Ⅱ型）を導入し、総合的に優位な者を落札者とします。 総合評価落札方式（工事成績等簡易Ⅱ型）に限っては、予定価格600万円以上の舗装工事を対象としますが、受注希望型競争入札とするか総合評価落札方式（工事成績等簡易Ⅱ型）とするかについては、発注期間ごとで工事箇所や工事内容、地域の実情などを総合的に勘案して決定します。	
2	工事成績等簡易Ⅱ型とはどのような方式でしょうか。	総合評価落札方式として価格以外の評価項目を従来（工事成績等簡易型）より簡易な項目設定をして実施します。 評価項目は、工事成績を必須とし、その他の評価項目は地域条件等を勘案して選択します。	
3	直営で施工する者とはどのような体制でしょうか。	発注工事の主たる舗装部分を施工するためのアスファルトフィニッシャーの運転技能者（オペレーター）を自社雇用している体制です。 自社雇用とは、自社で3か月以上の雇用が確認できること。 運転資格者は、技能資格（大型特殊運転免許を有し、かつ、労働安全衛生法第61条）による技能講習「車両系：整地・運搬・掘削」の修了者）が確認できること。	受注 6-1
4	運転技能者（オペレーター）は、現場代理人および主任技術者を兼務してもよいのか。	主任技術者との兼務は認めないが、現場代理人との兼務は可能です。	総合評価 13-4
5	当初配置を予定していた運転技能者（オペレーター）を変更してよいのか。	同等の運転技能者であれば変更を認めます。同等の運転技能者が配置できない場合には、技術者にかかる各項目で減点となる部分のみを合計し、総合評価落札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用します。	総合評価 13-5
6	アスファルトフィニッシャーを自社所有する者とはどのようなことでしょうか。	発注工事の主たる舗装部分を施工するために必要とするアスファルトフィニッシャーを自社で所有し、かつ当該工事で使用すること。（一時的な搬入や施工を使用したものと見なしません。）	
7	アスファルトフィニッシャーの自社所有は、どの様に確認するのか。	アスファルトフィニッシャーを自社保有していることが確認できる書類（例：資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）、自主検査記録表等）と合わせて、自社保有が分かるカラー写真（任意様式）により確認します。 なお、販売店のローンによる販売店名義のものは、評価の対象となりません。	
8	アスファルトフィニッシャーが故障し、当該機械による施工ができなくなった場合には、どの様にすればよいのか。	原則として、正当な理由なくアスファルトフィニッシャーを変更することは認められません。 しかし、やむを得ない理由により発注機関が認めれば、代わりの機械（リース保有可）による施工を認めます。	総合評価 13-6
9	対象工事の近隣地域（市町又は当該路線等）の施工実績を有する者とはどのような地域でしょうか。	近隣地域とは、発注者が示す発注する工事の市町村又は当該路線等での舗装工事（土木一式工事は除く）の受注実績を有する者とし、具体的な近隣地域の表記は公告文に示します。	
10	主任技術者を専任で配置できる場合の期間はどのような期間でしょうか。	主任技術者を専任で配置する期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」により確認してください。	

総合評価落札方式に関する質問・回答（工事編）

12 簡易Ⅱ型（舗装工事）

番号	質問	回答	備考
11	主任技術者の専任配置について、どのように確認しますか。	発注機関が落札候補者に対して審査します。県工事については、県の工事事務管理システムにより、他の公共機関等からの発注工事についてはコリンズにより、他の工事の主任技術者として従事していないか確認します。なお、当該工事の竣工検査までの間に、他の公共機関等の工事に従事していることが判明した場合は、一定期間入札に参加させないなどの措置を取る場合があります。	
12	「主任技術者を専任で配置できる」には、民間工事も含まれますか。	専任配置の対象工事は、公共機関等からの発注工事とし、民間工事については対象としません。	
13	手持ち工事量の対象となるのはどのような工事ですか。	対象工事は、公告日時点で契約中（一時中止も含む）の県発注の舗装工事を対象としています。 ただし、フレックス工事等で猶予期間が入札公告からしゅん工予定日に収まる工事は、手持ち工事量の対象から除きます。	総合評価 14-18
14	手持ち工事量の確認は、どのように行うのでしょうか。	審査は落札候補者に対してのみ行います。 落札候補者は手持ち工事量調書（様式 5 - 19）を提出してください。発注者がコリンズ等により手持ち工事量を確認します。 なお、契約締結直後やフレックス工事等でコリンズに登録されていない案件についても、県の工事事務管理システムにより確認します。	総合評価 14-19
15	小規模維持補修工事や随意契約の工事は手持ち工事の対象になるのでしょうか。	手持ち工事に含みません。	総合評価 14-20
16	公告日時点で、しゅん工届は提出しているが、しゅん工検査が終わっていない工事は、手持ち工事に含まれるのでしょうか。	<u>公告日の前日までに</u> しゅん工届が提出され <u>ていることが確認できた工事</u> については、しゅん工検査が終わっていても手持ち工事に含みません。	総合評価 14-22 <u>17-6</u> <u>(委託)</u>
17	手持ち工事の対象は、どの機関が発注する工事ですか。	知事部局、企業局が発注する工事を対象とします。	総合評価 14-24

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（工事編）

13 施工体制（解体工事）

番号	質問	回答	備考
1	直接かつ恒常的な雇用関係は、どのような書類を提出すればいいのか。	市町村民税特別徴収税額通知書、工事経歴書、資格取得証等の書類により確認します。	受注希望 6-2
2	「当該工事を自社保有の解体用重機で施工する者」とはどのようなことでしょうか。	当該解体工事において規模等に応じて定める台数の解体用重機（バックホウ（新JIS規格バケット容量 0.28 <u>0.5</u> m ³ 以上） ^{※1} ）及び当該解体用重機に取り付け可能なアタッチメント（ 圧砕機又は切断機 <u>大割圧砕機（鉄骨造の場合は鉄骨切断機）</u> ） ^{※2} を公告日以前から自社で所有し、かつ当該工事で使用することとします。 ※1及び※2において、令和8年5月以降公告案件は以下となります ※1：新JIS規格バケット容量0.5m ³ 以上 ※2： 大割圧砕機（鉄骨造の場合は鉄骨切断機）	総合評価 13-7
3	解体用重機の自社所有は、どのように確認するのでしょうか。	解体用重機及び当該解体用重機に取り付け可能なアタッチメントを自社保有していることが確認できる書類（例：会社名等の確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写し、売買契約書（写）、車検証（写）、自主検査記録表等）と合わせて、自社保有が分かるカラー写真（任意様式）により確認します。 なお、販売店のローンによる販売店名義のものは、評価の対象となりません。	
4	運転技能者（オペレーター）は、現場代理人および主任技術者を兼務してもよいのでしょうか。	主任技術者（監理技術者）との兼務は認められませんが、現場代理人との兼務は認めます。	総合評価 12-4
5	当初配置を予定していた運転技能者（オペレーター）を変更してよいのでしょうか。	同等の運転技能者であれば変更を認めます。同等の運転技能者が配置できない場合には、技術者にかかる各項目で減点となる部分のみを合計し、総合評価落札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用します。	総合評価 12-5
6	解体用重機が故障し、当該機械による施工ができなくなった場合には、どのようにすればよいのでしょうか。	原則として、正当な理由なく解体用重機を変更することは認められません。 しかし、やむを得ない理由により発注機関が認めれば、代わりの機械（リース保有可。）による施工を認めます。	総合評価 12-8 13-7
7	加算要件を満たした「自社保有するバックホウ及び解体用重機に取り付ける解体用アタッチメント [※] の 圧砕機又は切断機 <u>大割圧砕機（鉄骨造の場合は鉄骨切断機）</u> 」の使用期間の制限はありますか。 —（※令和8年5月以降公告案件は、 大割圧砕機（鉄骨造の場合は鉄骨切断機） ）—	当該解体用重機及び当該解体用重機に取り付け可能なアタッチメントが必要となる工事期間を通じて使用することが必要です。（一時的な搬入や施工の場合は、使用したものと見なしません。）	総合評価 13-2 13-6

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（工事編）

14 地域貢献等簡易型

番号	質問	回答	備 考
1	どのような工事に総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）を適用しますか。	対象工事は、技術的に難易度の低い工事や、地域防災等への貢献度が高く、地形・地質・地域社会に精通していることへの配慮が必要な工事で、発注機関の長が必要と認める予定価格150万円以上の工事です。	
2	地域貢献等簡易型はどのような方式でしょうか。	現行の総合評価落札方式（工事成績等簡易型）は、工事実績や技術者の資格や表彰等を重視するものですが、本方式は地域貢献度や災害時体制など地域貢献度を重視し、地元企業の受注機会の確保を目的としたものです。	
3	地域貢献度を評価する項目において示されている管内とは、どの範囲を指すのでしょうか。	発注機関ごとに所管する範囲となります。	
4	災害復旧工事や災害応急活動の実績は県内どこの実績でも認められるのですか。	発注機関の管内における対象工事の実績を評価対象とします。	
5	災害復旧工事の対象となるものはどのような事業ですか。	対象となる主な事業名は下記のとおりです。 【建設事務所、砂防事務所】 ・公共土木施設災害復旧工事 ・災害関連緊急砂防工事 ・災害関連緊急傾斜地崩壊対策工事 ・災害関連緊急地すべり対策工事 ・災害関連緊急雪崩対策工事 など 【地域振興局 林務課】 ・災害関連緊急治山事業 ・災害関連緊急地すべり防止事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業 ・地すべり防止施設災害復旧事業 ※該当となるか不明な場合は、質問期間中に発注機関等に確認してください。	
6	災害復旧工事の実績は、どのように証明すればよいのでしょうか。	コリンズ登録の対象となる案件についてはコリンズ登録番号を申し出てください。発注者がコリンズ登録番号を検索し実績を確認します。従って登録の内容のみが工事実績を確認する資料となりますので、登録にあたって工事キーワード欄には該当する項目を漏れなく記載するとともに、工事内容欄には可能な限り数量も記載するなど実績確認が容易となるようご配慮願います。コリンズ検索で工事内容が不明確な場合は実績として評価しませんので、登録にあたっては十分留意して下さい。 コリンズ登録対象外の案件については、同種業務の契約書の写し等工事実績を証明できる書類等の提出を求めて確認します。 （競争入札（公募型見積合わせを含む）による災害復旧工事を対象とすることを原則とし、小規模維持補修工事は対象としません。）	総合評価 11-1
7	災害時応急活動とはどのようなものが該当するのですか？	降雨や地震等の異常な天然現象により、建設事務所等から依頼を受けておこなう工事等が該当します。（小規模維持補修工事によるもので、競争入札（公募型見積合わせを含む）による災害復旧工事は対象としません。） 例） 崩落土砂撤去 倒木処理 仮設土のう設置 路肩決壊部バリケード設置 雨量規制区間のゲート開閉作業 等	総合評価 10-2
8	災害応急活動の実績は、どのように証明すればよいのでしょうか。	公告文において、応急活動が加対象となる有効期間（活動期間）及び対象地域が示されますので、これに該当する応急活動が加対象となります。落札候補者の資格審査時に発注依頼書の写し及び竣工書類等により応急活動の実績を確認します。	総合評価 10-3

総合評価落札方式に関する質問・回答（工事編）

14 地域貢献等簡易型

番号	質問	回答	備考
9	小規模維持補修に関する契約者（ＪＶ）が依頼を受けて応急活動した場合、加対象者は構成員全てになりますか？	「契約者に対して加対象」という考え方から、ＪＶによる場合は構成員全社が加対象者となります。	総合評価 10-4
10	選択項目の発注機関が定める地域貢献等はどのような実績を評価するのですか。	除雪や豚コレラへの対応などの地域に貢献した活動実績等を各発注機関が独自に評価項目に定めて評価をするものです。	
11	同じ発注機関から発注される工事の中に、地域を細分化するものと、市町村単位とする工事があるのでしょうか。	各発注機関において地域の状況等を考慮し、地域要件を決定することとなります。	
12	同一の管内を所管する地域振興局と建設事務所などで地域精進度の地域設定（細分化など）はどのように行われるのか。	案件ごとに工事内容や地域の特性などを踏まえ、各発注機関において設定することとしています。	
13	細分化の地域に本店はないが、同一市町村に本店があれば、0.5点加対象されるのか。	案件により、地域要件を設定します。細分化地域に本店を有する者を加対象とする案件であれば、細分化地域内の者が1.0点、同一市町村等内の者が0.5点の加対象となり、それ以外の者は加対象されません。	
14	災害対応重機とは、どのような重機でしょうか。	経営事項審査の建設機械の保有状況（Ｗ７）において加対象となる重機です。ただし、公告文において、建設機械種別を定める場合があります。	
15	災害対応重機を保有は、どのように証明すればよいのでしょうか。	落札候補者の資格審査時に提出する経営規模等評価結果通知書により確認します。 なお、経営事項審査後の購入やリースについても保有状況等により加対象の対象となります。	
16	経営事項審査を行った後、災害対応重機を購入またはリースした場合は、どのように証明すればよいのでしょうか。	自社保有していることが確認できる書類（例：資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）、自主検査記録表等）と合わせて、自社保有が分かるカラー写真（任意様式）により確認します。リースについては、公告日時時点で１年７か月以上の使用期間が定められているリース契約の契約書の写しとリース状況の確認できるカラー写真（任意様式）を提出してください。	総合評価 12-7
17	若手技術者の加対象は、若手技術者がいる特定の企業だけが有利になるのではないのでしょうか。	地元建設企業が地域の守り手としての役割を担い続けることができることを目的としており、若手技術者がいる企業を評価することとしています。	
18	手持ち工事量の対象となるのはどのような工事ですか。	対象工事は、公告日時時点で契約中（一時中止も含む）の県発注工事を対象としています。 ただし、フレックス工事等で猶予期間が入札公告からしゅん工予定日に収まる工事は、手持ち工事量の対象から除きます。	総合評価 12-13
19	手持ち工事量の確認は、どのように行うのでしょうか。	審査は落札候補者に対してのみ行います。 落札候補者は手持ち工事量調書（様式５－１９）を提出してください。発注者がコリンズ等により手持ち工事量を確認します。 なお、契約締結直後やフレックス工事等でコリンズに登録されていない案件についても、県の工事事務管理システムにより確認します。	総合評価 12-14

総合評価落札方式に関する質問・回答（工事編）

14 地域貢献等簡易型

番号	質問	回答	備考
20	小規模維持補修工事や随意契約の工事は手持ち工事の対象になるのでしょうか。	手持ち工事に含みません。 ただし、公募型見積合わせは、手持ち工事の対象となります。	総合評価 12-15
21	特定JVや復興JVによる工事は手持ち工事の対象になるのでしょうか。	全ての構成員が手持ち工事の対象となります。	
22	公告日時点で、しゅん工届は提出しているが、しゅん工検査が終わっていない工事は、手持ち工事に含まれるのでしょうか。	<u>公告日の前日までに</u> しゅん工届が提出されていることが確認できた工事については、しゅん検査が終わっていても手持ち工事に含みません。	総合評価 12-16 17-6 (委託)
23	なぜ、3,500万円未満の工事を手持ち工事にしないのでしょうか。	地域に貢献する者を評価する入札方式としており、比較的規模の小さい地域の生活に密着した工事が多い3,500万円未満の工事は、対象としないこととしました。	
24	手持ち工事の対象は、どの機関が発注する工事ですか。	知事部局、企業局が発注する工事を対象とします。また、業種区分に関わらず全ての業種を対象とします。ただし、災害復旧工事は対象としません。	総合評価 12-17

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（業務編）

15 総括

番号	質問	回答	備 考
1	どのような業務に総合評価落札方式（技術者実績等簡易型）を適用しますか。	対象業務は業務成果の品質を確保するため、技術的難易度が高く技術力を求められる業務や地形・地質・地域社会等に精通していることに配慮する業務で、発注機関の長が必要と認めた予定価格300万円以上（技術者実績等簡易Ⅱ型は200万円以上）の業務です。	総合評価 1-3
2	新年度の災害時緊急調査当番登録による評価はいつから適用になりますか。	毎年7月1日公告分から当該年度での当番登録者に切り替えます。	総合評価 5-7 (工事)
3	<u>県の災害時緊急調査当番登録は「測量及び設計業務」「地質調査業務」の別が発注案件ごとに明示されていますが、県からの依頼を受けて実施した緊急調査又は県若しくは県内市町村との災害協定に基づく災害活動実績（緊急調査等）については、公告時に明示された県の災害時緊急調査当番登録と同一分野の業務でなければ評価対象となりませんか。</u>	<u>災害活動実績（緊急調査等）は、公告時に明示した災害時緊急調査当番登録と同一分野の業務である場合に限り評価対象とします。</u>	
4	<u>県の災害時緊急調査当番登録は発注機関の当番登録に限定されるのでしょうか。また災害活動実績（緊急調査等）も発注機関管内での実績に限定されますか。</u>	<u>発注機関以外でも災害時緊急調査当番登録や災害活動実績（緊急調査等）があれば、評価対象とします。</u>	

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（業務編）

16 技術者要件（業務）

番号	質問	回答	備 考
1	配置技術者の実績を、評価項目の必須要件とする意図は何ですか。	受注希望型競争入札では、会社に対する実績のみを基本要件としていましたが、配置技術者の技術力や経験などにより、成果が左右されることが多いため、総合評価落札方式においては、基本要件による同種業務実績に加えて、配置予定技術者に対する業務実績を求めることとしました。	
2	技術者資格はどのような場合に評価対象となりますか。	基本要件で求めている資格のなかでより高度な資格などを評価を行います。	
3	同種業務の実績はどのような書類で判断しますか。	応札時には価格以外の評価点申請（電子入札システム又は様式5－3号）により確認します。落札候補者の審査時には技術者の同種業務実績調書（様式5-5）及びテクリス登録等により確認します。 実績調書は、平成22年4月1日以降にテクリス登録の対象となる案件については、登録番号を申し出て下さい。発注者が登録番号を検索し、実績を確認します。従って登録の内容のみが業務実績を確認する資料となりますので、登録にあたって業務キーワード欄には該当する項目を漏れなく記載するとともに、業務内容欄には可能な限り数量も記載するなど、実績確認が容易になるようご配慮願います。テクリス検索で業務内容が不明確な場合は実績として評価しませんので、登録にあたっては十分留意して下さい。 テクリス登録対象外案件及び平成22年3月31日までに登録が完了している案件で登録の内容のみでは業務内容が不明確な案件については、同種業務の契約書の写し・管理技術者等の担当実績を証明できる書類等の提出を求めて確認します。 これらの書類によって実績の確認が出来ない場合には、落札候補者を取り消す場合がありますのでご留意願います。	総合評価 11-1 (工事)
4	業務成績を証明する書類が社内にない場合、発注者側で証明してもらえますか。	業務成績は自社で管理して頂くのが基本ですが、関係する発注機関に成績評定の再発行を依頼することは可能です。 なお、発注者から当該技術者の実績について前所属会社、他発注機関等への照会は行いません。	総合評価 2-8 11-2 (工事)
5	実績・経験の『豊富』、『相当』はどのような判断基準を持って行いますか。	入札公告の中で、具体的に担当件数〇件以上、計画規模〇〇k m以上と明示します。業務の種類により評価基準が異なりますので、一律の基準を設定することは困難です。	

総合評価落札方式に関する質問・回答（業務編）

16 技術者要件（業務）

番号	質問	回答	備 考
6	優良技術者表彰受彰者の評価される期間は、部門により違いはありますか。	優良技術者の評価は年度単位で行うものとします。 ①「一般部門」表彰者の評価できる期間は受賞した翌年度から5年間とします。 （例）令和8年4月1日から令和9年3月31日迄の（令和8年度）公告案件 → 令和3年度～令和7年度の優良技術者表彰を受彰した技術者 ②「若手部門」表彰者の評価できる期間は受賞した翌年度から3年間とします。 （例）令和8年4月1日から令和9年3月31日迄の（令和8年度）公告案件 → 令和5年度～令和7年度の優良技術者表彰を受彰した技術者 （※企業に対する優良技術者表彰の実績を評価できる期間は部門に関わらず受賞した翌年度から3年間とします。） なお、公告日と同年度に受彰した技術者については、翌年度4月1日公告案件から評価対象とします。	総合評価 6-5 (工事)
7	技術者に対する過去の同種業務実績は担当技術者であっても評価可能ですか。	令和8年度のコンサルタント業務にあっては管理技術者（平成23年4月1日から公告日前日の間に完了）または照査技術者（平成23年4月1日から公告日前日の間に完了）または担当技術者（平成21年4月1日以降契約し、平成23年4月1日から公告日前日までに完了）としての、測量・調査業務にあっては主任技術者（平成23年4月1日から公告日前日の間に完了）または担当技術者（平成21年4月1日以降契約し、平成23年4月1日から公告日前日までに完了）としての実績に限りです。 ※上記は求める実績の期間が過去15年間の場合	
8	手持ち業務量を評価項目として追加したのはなぜですか。	実績が豊富で評価の高い資格を保持する技術者に落札が集中している状況がうかがえるため、手持ち業務量を評価（減点評価）することにより落札の極端な集中を是正することを目的としています。	総合評価 17-2
9	手持ち業務の対象は、どの機関が発注する業務ですか。	知事部局、企業局が発注する業務を対象としています。	総合評価 17-3
10	手持ち業務量の対象となるのはどのような業務ですか。	対象業務は公告日時点で契約中（一時中止も含む）の県事業で、管理技術者は管理技術者としての、主任技術者は主任技術者（測量業務のみ）としての業務量を対象とします。 但し、一時中止期間が当該業務の入札公告から工期完了予定日を超える場合を除きます。	総合評価 17-4
11	小規模修正業務や工事設計内容確認業務（工事施工三者協議）は手持ち業務量に含まれますか。	手持ち業務量に含みません。	総合評価 17-7
12	災害時における緊急調査当番表による業務や、災害対応のため随意契約した業務は手持ち業務量に含まれますか。	手持ち業務量に含みません。	総合評価 17-8
13	手持ち業務量の確認はどのように行いますか。	審査は落札候補者に対してのみ行います。 落札候補者は配置技術者の手持ち業務量調書（様式5-12）を提出し、発注者はテクリスにより配置技術者の手持ち業務量を確認します。 テクリス登録対象外案件や、契約締結直後で、まだ登録されていない案件は、県の工事事務管理システムにより確認します。	総合評価 17-14

総合評価落札方式に関する質問・回答（業務編）

16 技術者要件（業務）

番号	質問	回答	備 考
14	以前からテクリスに担当技術者として技術者を登録しています。 テクリスで確認できる技術者はすべて担当技術者の実績として認められますか。	平成21年4月1日以降契約の案件から国、長野県、市町村等の公共機関等発注の業務委託について契約書類に担当技術者名が記載出来るようになりました。配置技術者の実績として評価するのはこれ以降担当した業務からとしています。 これは平成21年4月以前は発注者側が担当技術者の勤務実態を確認してこなかったことやテクリス登録が会社により対応状況に差があるためです。 今後の業務執行にあたっては、担当技術者も打ち合わせや完了検査に同席し、一定の関与を発注者が確認することが必要です。	
15	設計業務の管理技術者として4件、測量業務の主任技術者として2件、合計6件の手持業務があります。手持業務量の減点評価は適用されますか。 また、今回公告案件を受注出来た場合、規定の業務量に達しますが、改めて評価されますか。	管理技術者は管理技術者の、主任技術者は主任技術者の業務量で評価しますので、合計して評価は行いません。 手持業務量の評価は公告日時点での業務量で判断しますので、公告案件を受注したものは減点評価の対象としません。次回から評価の対象となります。	総合評価 17-9
16	再委託（下請）先に雇用されていた担当技術者も、評価の対象になりますか。	担当技術者として通知できるのは、受注者（元請）と直接かつ恒常的な関係にある技術者に限ります。 従って再委託先の技術者は評価の対象となりません。	
17	資格試験に合格しましたが、まだ登録してありません。 契約までには登録予定ですが評価対象になりますか。	技術者の資格は、公告日現在で取得していることを要件とします。登録が必要な資格は登録が完了していることが必要です。 登録証あるいは検定合格証明書等に記載の日付をもって必要な登録がなされたものとし、合格通知書等のみでは登録を受けたものとして取扱いません。	
18	社会貢献 災害時緊急体制の整備の要件として、「「緊急活動に協力する体制を整えている者」は、「長野県被災建築物応急危険度判定士の認定を受けている者を雇用する企業」、「長野県木造住宅耐震診断士の登録及び業務実績がある者を雇用する企業」、「過去3年間長野県砂防ボランティア協会に所属し、かつ斜面判定士の認定を受けている者を雇用する企業」を対象とする。」とありますが、企業の代表者がこれらの資格の認定を受けている場合は要件として認められますか。	代表者が有する資格であっても、企業として「緊急活動に協力する体制を整えている者」として認められます。	
19	継続教育（CPD）はどのような団体を対象としますか。	設計業務、地質調査業務、環境調査業務においては、建設系CPD協議会に属する団体が認定した学習単位が対象となり、建築コンサルタ業務においては、建築CPD運営会議に属する団体が認定した学習単位が対象となります。 測量業務においては、測量系CPD協議会に加盟する団体が認定した学習単位が有効となります。 補償業務においては、補償コンサルタント継続的能力開発制度協議会が認定した学習単位が有効となります。 上記区分以外の団体が発行した証明書は加点の対象となりません。	総合評価 6-24 (工事)
20	基本要件あるいは価格以外の評価点の技術者要件として、複数の資格保持者を求めるにあたり、別途配置を可とした。 この案件で、おのおのの資格保持者複数名をもって応札された場合の評価点の考え方はどうなるのか。	技術者の別途配置を可とした場合、資格に関する要件は、それぞれの資格を有する技術者複数名で申請された場合、合算して加点します。 その他の技術者要件（実績・CPD等）は、どちらか一方のより高い得点の方のみを加点対象とします。 但し、2種類の資格者について複数配置を可とした案件に3名の技術者をもって応札した場合は、（6技術者要件（工事） 10）の考え方を準用し、技術者に関する配点は0点とします。	総合評価 6-31

総合評価落札方式に関する質問・回答（業務編）

16 技術者要件（業務）

番号	質問	回答	備考
21	認定技術管理者は効力を発揮するのは認定の日からか、或いは当該認定技術管理者によりコンサルタント登録した日か。	「建設コンサルタント技術管理者認定通知書」に記載された発効日とします。	
22	測量・設計一括発注の案件の評価の扱いについて。	1 同種業務担当実績 同一技術者が測量・設計を担当した場合、それぞれの実績件数を計上できます。 契約にあたり測量士を主任技術者として別途配置した場合は、測量業務の担当実績件数は当該測量士のみ、設計業務の担当実績件数は管理技術者のみに計上できます。 2 成績 測量・設計一括発注の案件の優良技術者表彰、業務成績は設計業務を担当した管理技術者のみが評価対象となります。 3 手持ち業務量 同一技術者が測量・設計一括発注案件を担当している場合、新たに公告される測量、設計、測量設計一括いずれの場合の案件に対しても手持ち業務量として計上します。 測量士を別途配置している場合は、当該測量士の手持ち業務量は測量及び測量設計一括の案件、設計業務担当管理技術者の手持ち業務量は設計及び測量設計一括の案件に対し、手持ち業務量として計上します。 測量設計一括発注案件では、測量、設計のいずれかで規定の手持ち業務量に達すれば減点評価の対象とし、測量、設計双方で規定の件数に達している場合は、減点数の大きいほうを適用しますが、重複しての減点は行いません。	
23	小規模修正業務は技術者の実績となりますか。	長野県の「測量及び設計における小規模修正委託業務取扱要領」第3条に明記された項目が実施する作業の内容であり、既存成果の部分的修正・各種資料作成や比較的軽微な業務であるため、総合評価における加対象となり得る実績には該当しません。	
24	若手技術者の配置を評価する試行案件で、担当技術者の持つ資格、実績等で評価を申請した場合、当該業務の担当技術者は、その後の業務において実績として評価されますか。	担当技術者も、管理技術者又は主任技術者として担当した業務実績、業務成績とみなして、その後の業務で評価されます。 担当技術者が、管理技術者又は主任技術者として担当したとみなされる業務であったことを証明するため、その後の業務の入札においては、業務成績評定表の写しに加え、発注機関に提出した様式5-7（配置技術者予定調書）の写しを添付してください。	
25	若手技術者の配置を評価する試行案件で、担当技術者の持つ資格、実績等で評価を申請した場合、当該業務の担当技術者は、その後の業務において、手持ち業務量はどのように取り扱われますか。	担当技術者として、算定します。	
26	若手技術者の配置を評価する試行案件で、手持ち業務量はどのように算定するのですか。	担当技術者で評価を申請する場合は、担当技術者の手持ち業務量により算定します。 なお、担当技術者で評価を得る場合の評価項目は「実績」、「成績」、「手持ち業務量」、「資格」の4項目となりますが、各評価項目ごとに担当技術者と若手技術者の実績や資格等を組合わせて申請し、評価を得ることはできません。（担当技術者で評価を申請した場合は、担当技術者の実績、資格等により申請してください。）	
27	配置技術者を途中で変更した場合の業務実績の取扱いは。	原則として、履行期間内に正当な理由無く配置技術者を変更することは認められません。 しかし、発注者が正当な理由があるとして変更を認めた場合、履行期間の2分の1以上従事していた技術者がその業務を実績として計上できます。また点数についても同様に扱いますが、優良技術者表彰については受彰者本人のみを評価の対象とします。	総合評価 6-16

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。

総合評価落札方式に関する質問・回答（業務編）

17 簡易Ⅱ型

番号	質問	回答	備考
1	どのような業務に総合評価落札方式（技術者実績等簡易Ⅱ型）を適用しますか。	従来、受注希望型競争入札で行っていた案件の一部に適用します。 受注希望型競争入札では、発注件数の半分以上で「くじ引き」により落札者を決定するなど、価格だけでは落札者が決まらない状況が常態化していることから、価格以外の要素も加味する総合評価落札方式（技術者実績等簡易Ⅱ型）を導入し、総合的に優位な者を落札者とします。 総合評価落札方式（技術者実績等簡易Ⅱ型）に限っては適用範囲を拡大し、予定価格200万円以上の業務を対象とします。	
2	手持ち業務量を評価項目として追加したのはなぜですか。	実績が豊富で評価の高い資格を保持する技術者に落札が集中している状況がうかがえるため、手持ち業務量を評価（減点評価）することにより落札の極端な集中を是正することを目的としています。	総合評価 16-8
3	手持ち業務の対象は、どの機関が発注する業務ですか。	知事部局、企業局が発注する業務を対象としています。	総合評価 16-9
4	手持ち業務量の対象となるのはどのような業務ですか。	対象業務は公告日時点で契約中（一時中止も含む）の県事業で、「管理技術者」（測量業務等にあつては「主任技術者」）の手持ち業務量について、管理技術者又は主任技術者としての手持ち業務量及び、照査技術者又は担当技術者としての手持ち業務量を対象とします。 但し、一時中止期間が当該業務の入札公告から工期完了予定日を超える場合を除きます。	総合評価 16-10
5	当該案件で配置しようとしている「照査技術者」や「担当技術者」が抱えている手持ち業務量は評価（減点評価）の対象となりますか。	評価（減点評価）の対象は、当該案件で配置しようとしている「管理技術者」（測量業務等にあつては「主任技術者」）に対してのみであり、「照査技術者」や「担当技術者」は対象となりません。	
6	完了届を提出しているが、公告日時点で完了検査を受けていない業務は手持ち業務量に含まれますか。	公告日前日までに完了届が提出された業務は、完了検査が未実施であっても手持ち業務量に含めないこととします。	総合評価 <u>12-16</u> 14-22 （工事）
7	小規模修正業務や工事設計内容確認業務（工事施工三者協議）は手持ち業務量に含まれますか。	手持ち業務量に含みません。	総合評価 16-11
8	災害時における緊急調査当番表による業務や、災害対応のため随意契約した業務は手持ち業務量に含まれますか。	手持ち業務量に含みません。	総合評価 16-12
9	配置予定技術者が、管理技術者として4件、測量業務の主任技術者としての2件の手持ち業務量の場合、どのように減点評価が適用されますか。 さらに、配置予定技術者が照査技術者として1件、担当技術者として3件の手持ち業務があった場合は、どのように減点評価が適用されますか。	手持ち業務量は、管理技術者として4件、主任技術者として2件の計6件となり、 $6 \text{ 件} \times (-0.2 \text{ 点}) = -1.2 \text{ 点}$ が適用となります。 さらに、照査技術者として1件、担当技術者として3件の手持ち業務があった場合は、 $4 \text{ 件} \times (-0.1 \text{ 点}) = -0.4 \text{ 点}$ が適用となり、 合計 $(-1.2 \text{ 点}) + (-0.4 \text{ 点}) = -1.6 \text{ 点}$ が適用されます。 ※従来の技術者実績等簡易型における配置予定技術者の手持ち業務量については、管理技術者は管理技術者の、主任技術者は主任技術者の業務量で評価するため合計しての評価は行いませんでしたが、技術者実績等簡易Ⅱ型においては業務量を合計しますのでご注意ください。	総合評価 16-15

総合評価落札方式に関する質問・回答（業務編）

17 簡易Ⅱ型

番号	質問	回答	備考
10	配置予定技術者の手持ち業務量が、管理技術者又は主任技術者として8件、照査技術者又は担当技術者として6件の場合、どのように減点評価が適用されますか。	管理技術者又は主任技術者としての手持ち業務量の計8件により、 $8 \text{ 件} \times (-0.2 \text{ 点}) = -1.6 \text{ 点}$ 照査技術者又は担当技術者としての手持ち業務量の計6件により、 $6 \text{ 件} \times (-0.1 \text{ 点}) = -0.6 \text{ 点}$ となり、 合計 $(-1.6 \text{ 点}) + (-0.6 \text{ 点}) = -2.2 \text{ 点}$ となりますが、減点の上限値 (-2.0 点) に達しているため、 -2.0 点 が適用されます。	
11	測量・設計一括発注の案件の手持ち業務量の扱いについて。	同一技術者が、管理技術者と主任技術者を兼ねる場合は、管理技術者として1件の手持ち業務量の計上とし、管理技術者と主任技術者が別の場合はそれぞれ1件の手持ち工事量の計上となります。	総合評価 16-22
12	様式5-3（価格以外の評価点申請書）において、手持ち業務量の件数はどのように記載すればよいですか。	公告日時点における「管理技術者又は主任技術者としての手持ち業務量2件」、「照査技術者又は担当技術者としての手持ち業務量0件」の場合、 管理・主任2件 照査・担当0件 と2段書きで記載してください。 手持ち業務量がない場合は 管理・主任0件 照査・担当0件 と記載してください。 空欄の場合は、「手持ち業務量」がないものと見なしますが、落札候補者となった際の審査時に確認します。 なお、「価格以外の評価点申請書（様式5-3）」に虚偽性、作為性が認められた場合には、一定期間入札に参加させない措置、さらに悪質な場合には入札参加停止等の措置を講ずることがあります。	
13	様式5-3（価格以外の評価点申請書）の、手持ち業務量欄には2つの数値を記載しなければならないところを、誤って1つの数値しか記載しなかった場合はどのように扱われますか。	手持ち業務量の技術者区分（管理・主任・照査・担当）が明確でない場合は、マイナス加点の大きい「管理技術者又は主任技術者」としての手持ち業務量 (-0.2 点/件) として扱います。	
14	手持ち業務量の確認はどのように行いますか。	審査は落札候補者に対してのみ行います。 落札候補者は配置技術者の手持ち業務量調書（様式5-12）を提出し、発注者はテクリスにより配置技術者の手持ち業務量を確認します。 テクリス登録対象外案件や、契約締結直後で、まだ登録されていない案件は、県の工事事務管理システムにより確認します。	総合評価 16-13
15	落札候補者となり、発注者において手持ち業務量調書（様式5-12）の確認を行ったところ落札者の申請に誤りがあった場合はどのようになりますか。	手持ち業務量が過小申請の場合はそのまま落札候補者となりますが、過大申請の場合は、減点修正を行います。この結果、総合評価順位が変わる場合は落札候補者の取り消しとなります。	
16	応札時に価格以外の評価点申請（電子入札システム又は様式5-3号）に記載した配置予定技術者を「契約時」に変更することは可能ですか。	正当な変更理由があつて、かつ代替の技術者が同等の要件（手持ち業務量による減点と同じか少ない場合）を満たす場合についてのみ変更を認めます。 傷病などやむを得ない場合で発注者が認めた場合は、変更する技術者要件の各項目の合計で「価格以外の評価内容の確保」を適用します。 なお、「価格以外の評価点申請書（様式5-3）」に虚偽性、作為性が認められた場合には、一定期間入札に参加させない措置、さらに悪質な場合には入札参加停止等の措置を講ずることがあります。	総合評価 6-30 11-4

令和8年9月1日以降追加修正した質問・回答については、赤字下線表示しています。